

松阪市民病院運営協議会運営方針

（趣旨）

第1条 この方針は、松阪市民病院運営協議会条例（令和8年松阪市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、松阪市民病院運営協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催時期等）

第2条 協議会の定例会は、原則として毎年7月及び11月の年2回開催するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、緊急の審議を要する事項が生じたとき、又は必要と認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

（協議事項）

第3条 協議事項は、条例第2条に規定するもののほか、「松阪市民病院経営強化プラン（令和6年3月策定）」の評価、見直し等を含むものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、協議会において協議が必要であると認める事案があるときは、協議事項に含むことができるものとする。

（会議の非公開）

第4条 協議会の会議は、協議会が取り扱う事項に松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号）第8条第2号に規定する情報を含むため、非公開とする。

2 委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議録の作成及び公開）

第5条 事務局は、会議の終了後、議事の要旨を記録した会議録を作成し、松阪市ホームページにより公開するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部病院事業局市民病院事業管理課において処理する。

（その他）

第7条 この方針に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この方針は、令和8年7月27日から施行する。